

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

経 済 局	(平成 2 2 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 使用許可(3)使用料水準の妥当性</p> <p>【現状の問題点（指摘）】</p> <p>と畜場の使用料は、と畜業務が市直営であった過去の経緯や家畜生産者の負担軽減を考慮して決定されてきたため、現行のと畜場の使用料は使用者の水道光熱費を全額充当できないほど低水準になっている。使用料は行政財産の減価償却費や維持管理費等の経費に基づき算定されるべきものであるから、現行の使用料の設定が政策的な必要性を加味して決定されているとしても、適切な水準であるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>畜産業の振興やと畜場の責務等の政策的な必要性のほか、受益者負担の適正化の観点からも、現行のと畜場の使用料が適正水準かどうか精査する。</p> <p>現行の使用料の水準が、他のと畜場との競争性の確保等の政策目標を達成するための水準を考慮してもなお適正でないと判断される場合には、使用料を適正水準に見直す。</p>	<p>と畜場の小動物解体室及び大動物内臓処理室の改築に伴い、施設整備に要した経費、畜産業界の厳しい現状及び近隣と畜場との競争性を勘案したうえで、使用料水準の検討を行った。</p> <p>検討を踏まえ、仙台市と畜場条例の一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日にと畜場の使用料を改定した。</p> <p>なお、改定後の使用料は、平成 25 年度及び平成 26 年度決算ベースで、と畜場の水道光熱水費をほぼ充当できる水準となっている。</p>